# クリーニング所の手引き

# 長崎県県南保健所

担当:衛生環境課 食品薬務班

〒855-0043 島原市新田町347-9 TEL <u>0957(62)3288</u>

FAX 0957(64)6520

※保健所のクリーニング業担当が立入調査等で不在にすることが多いため、必ず事前連絡のうえ来所ください。

#### 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
I クリーニング所開設までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2 クリーニング所の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3 クリーニング所開設手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 開設後の届出等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【略語】
◎クリーニング業法(昭和25年法律第207号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)・・・・・・・・・・省令
◎長崎県クリーニング業法施行条例(平成Ⅰ4年長崎県条例第54号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎クリーニング業法施行細則(昭和33年長崎県規則第43号)・・・・・・・・・・・細則

## 【改訂履歴】

令和7年7月29日 策定



はじめに

クリーニング所を開設するときは、事前に保健所に届出を行い、施設がクリーニング業法 等で定められている構造設備の基準に適合することの検査確認を受ける必要があります。 検査確認を受けなければクリーニング所を営業することはできません。

なお、クリーニング所を開設しないで、車両を用いて洗たく物の受取及び引渡しを行う形態の店舗(無店舗取次店)については、検査確認を受ける必要はありませんが、 営業を開始する前に届出を行う必要があります。

#### I クリーニング業とは

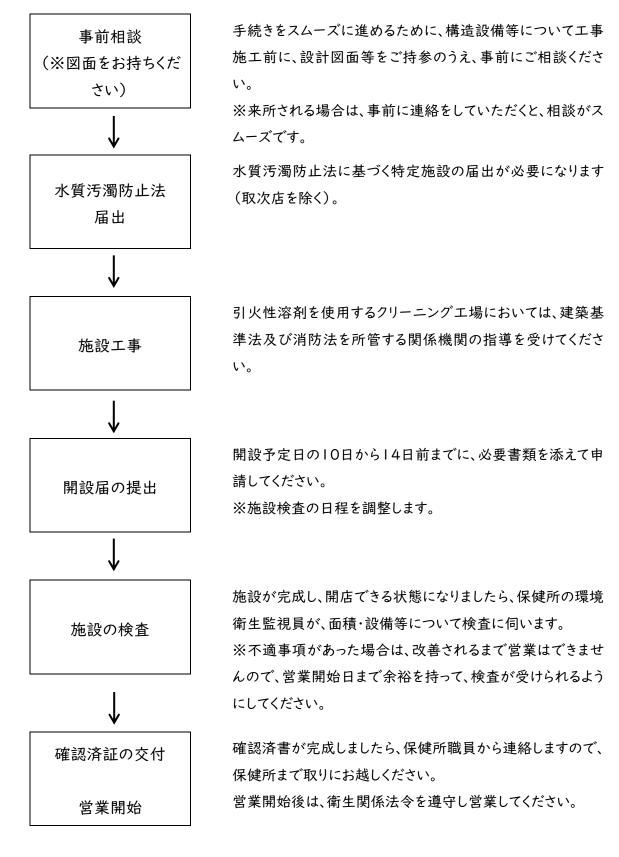
クリーニング業とは、「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること (繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。)を営業とすること」と定義されているため、衣類のみでなく、シーツやカーテン、絨毯、床マット、おしぼり、化学雑巾、モップ等の洗たくもクリーニング業の対象となります。なお、原型のまま洗たくすることがクリーニング業の要件となっているので、着物の洗い張りのようなものは含まれません。

また、クリーニング行為には水洗いやドライクリーニングのみでなく、受取、選別、プレス、 染み抜き、乾燥、仕上げ、引渡等といった一連の行為も含まれ、このような行為を一部だけ を行う場合も、検査確認を受ける必要があります。

#### 2 クリーニング所について

クリーニング所は、一般クリーニング所と洗たく物の処理をせず受取及び引渡しのみを 行う取次所があり、一般クリーニング所には、クリーニング師を設置する必要があります。

#### I クリーニング所開設までの流れ

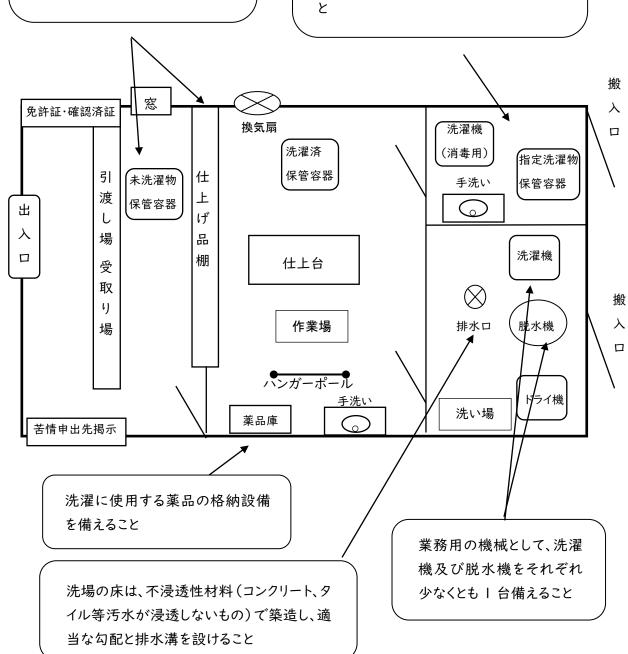


#### 2 クリーニング所の基準

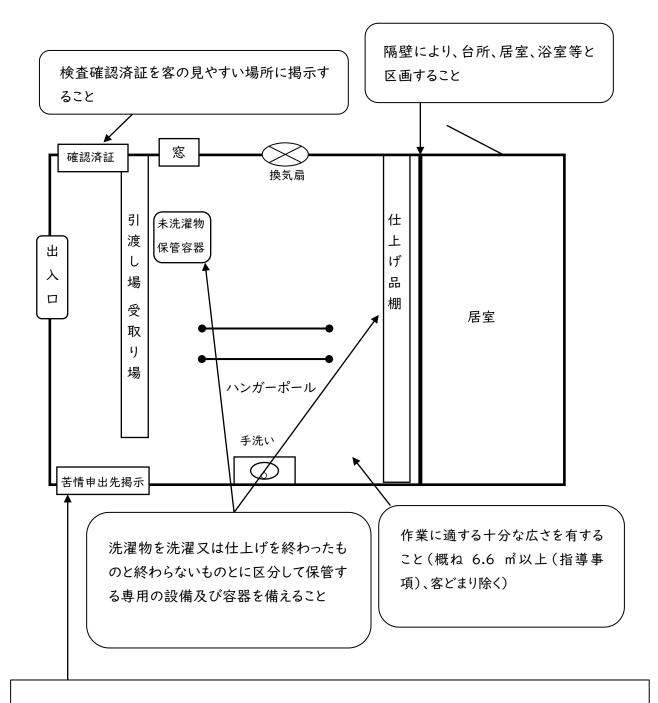
#### 1) クリーニング所 (一般) の構造設備概要 (例)

洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものとに 区分して保管する専用の設備及 び容器を備えること

指定洗濯物を処理する場合、病毒感染 の危険のある洗たく物とそれ以外の洗 たく物を区別して保管する専用の取扱 室を設け、使用の都度その消毒を行うこ と



#### 2) クリーニング所(取次店)の構造設備概要(例)



#### ※苦情の申出先の明示について

クリーニング業法第3条の2の規定により、クリーニング所においては、苦情の申出先となる クリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店舗に掲示しておくとともに、洗濯物の受取 等時に、これらの事項を記載した領収書等の書面を配布する必要がります。

#### 3) クリーニング所の措置基準

項目	基 準	根 拠							
	全体								
清潔	施設及び車両並びに機械及び器具を清潔に保つこと	法第3条第3項 第1号							
/月/茶	洗濯機、脱水機、洗濯物の保管設備、保管棚、集配容器等は、月 I 回以上消毒及びネズミ族、昆虫等の駆除を行うこと	条例第2条第7号							
広さ	作業に適する十分な広さを有するものとし、隔壁により、台所、居室、 浴室等と区画すること(取次店は三方区画以上であること:指導事 項)	条例第2条第1 号							
作業環境	採光、照明及び換気を十分に行うことができる構造及び設備とする こと	条例第2条第2 号							
排水溝	洗濯場及びその周辺の排水溝は、常に清掃し、排水に支障が生じな いようにしておくこと	条例第2条第4 号							
確 認 済 証等									
	受取・引渡								
区分	洗濯又は仕上を終わったものと終わらないものに区分しておくこと	法第3条第3項 第2号							
容器	洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものとに区分 して保管する専用の設備及び容器を備えること	条例第2条第6号							
	洗濯(取次所を除く)								
機械	洗濯物の洗濯をするクリーニング所に、業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも I 台備えること。 (※脱水機の機能を有する洗濯機を備える場合は、脱水機を別に備える必要はありません。)	法第3条第2項							
区分	洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること	法第3条第3項 第3号							
床	洗場の床は、不浸透性材料 (コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの) で築造し、適当な勾配と排水溝を設けること	法第3条第3項 第4号							

内壁	洗濯場の内壁は、床面から少なくとも1m以上の高さまで不浸透性 材料又は板張りで覆うこと	条例第2条第3 号
指 定 洗濯物	指定洗濯物を洗濯するときは、その前に消毒すること(消毒の効果を有する洗濯方法による場合を除く)	法第3条第3項 第5号
薬品保管	洗濯に使用する薬品の格納設備を備えること	条例第2条第8号
テトラク ロロエチ レン	有機溶剤(テトラクロロエチレン又は I・I・Iートリクロロエタン、以下「テトラクロロエチレン等」という)を使用する場合においては、その使用にあたり適切な措置を講じること	条例第2条第1 1号
広さ	洗濯場の広さは9㎡以上とすること	細則第2条第1 項
	仕上(取次所を除く)	
床	仕上場の床は、耐水材料又は板張りとすること	条例第2条第5号
容器	洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものとに区分 して保管する専用の設備及び容器を備えること	条例第2条第6 号
作業衣	仕上げ作業は、清潔な衣服を着用して行うこと	条例第2条第9号
広さ	仕上場の広さは9㎡以上とすること	細則第2条第1 項
	従事者等	
クリーニ ング師	施設ごとに、1 人以上のクリーニング師を置くこと(取次所を除く)	法第4条
感染性疾病	営業者またはその使用人で、洗濯物の処理または受取り及び引渡しの業務に従事する者が感染性の疾病にかかった場合及び当該疾病が治癒した場合は、医師の診断書を添えて知事に届け出ること	条例第2条第1 0号
クリーニ ン グ 師 の研修	クリーニング師は、業務に従事した後   年以内に法第8条の2の規定による研修(以下「研修」という)を受けることまた、その後3年を超えない期間ごとに研修を受けること	法第8条の2 規則第10条の 2
業 務 従 事 者 の 講習	営業者は、営業開始から   年以内に、業務従事者の   /5 (端数切り上げ)に法第8条の3の規定による講習 (以下「講習」という)を受けさせることまた、その後3年を超えない期間ごとに講習を受けさせること	法第8条の3 規則第10条の 3

## ※テトラクロロエチレン等を使用する場合

貯蔵場所	テトラクロロエチレン等の貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること	細則第2条第3号ア
貯蔵用容器	テトラクロロエチレン等の貯蔵用容器は、密閉することができ、かつ、 耐溶剤性の金属製又は合成樹脂製によるものとし、地上に設置する こと	細則第2条第3号イ
廃 液 処 理装置	ドライクリーニング機械から排出されるテトラクロロエチレン等を含む水を処理するための適切な排液処理装置を設置すること(第三者に委託して処理を行う場合を除く。)	細則第2条第3号ウ
蒸 気 回収装置	テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械の処理能力の合計が 30kg 以上である場合及びI・I・Iートリクロロエタンを使用するドライクリーニング機械の処理能力の合計が 20kg 以上である場合には、脱臭時に排出するテトラクロロエチレン等を回収するための溶剤蒸気回収装置を設置すること	細則第2条第3 号工
汚染物 の保管 等	使用済みの蒸留残法物、カートリッジフィルター、活性炭等のテトラクロロエチレン等を含む汚染物の保管場所及び保管容器は、上記の規定に準じること	細則第2条第3 号才

#### ※指定洗濯物を取り扱う場合

取扱い室の設置	作業場には、病毒感染の危険のある洗たく物とそれ以外の洗たく物 を区別して保管する専用の取扱室を設け、使用の都度その消毒を行 うこと	細則第2条第2 号ア				
消 毒 室 の設置						
集配容 器の設 置	病毒感染の危険のある洗たく物の集配には、密閉できる専用の集配 容器を使用し、その都度その消毒を行うこと	細則第2条第2 号ウ				

#### ※指定洗濯物とは

指定洗濯物とは、次のいずれかに該当するものであって、クリーニング業者に引き渡される前に消毒されていないものを指します。(クリーニング業法施行細則第 I 条)なお、指定洗濯物は、洗濯前に消毒する必要がありますが、消毒効果を有す方法によって洗濯を行う場合は、消毒をしなくてもよいです。

- ①伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの。
- ②伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ③おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ④手拭い、タオルその他これらに類するもの
- ⑤病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他、これに類するもの

#### ⇒消毒方法について、詳しくは

「クリーニング所における衛生管理要領(昭和 57 年 3 月 3 日 日付環指第48号)」をご確認ください。

#### 3 クリーニング所開設手続きについて

#### (1)提出書類

- □ クリーニング所開設届(様式第1号の2)
- □ 平面図
- □ 付近100m以内の見取図
- □ クリーニング師免許証
  - ・免許証は、原本を確認します。
- □ 営業者及び従事者名簿
  - ・住所、氏名、生年月日を記入すること。任意の様式で可。

#### <開設者が法人の場合>

□ 定款、寄付行為の写し又は登記簿謄本

#### <他にクリーニング所等を開設している場合>

- □ クリーニング所にあっては名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を、無店舗取次店にあっては名称、業務用車両の保管場所及び自動車番号若しくは車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- (2) 手数料 …納付前に必ず事前相談ください。
- ・16,000円

<納付方法(以下①~③のいずれか>

- ① 長崎県電子申請システム(オンライン決済)
- ② 保健所窓口で支払い(現金、クレジットカード、交通系 IC 等)
- ③ 上記①、②での支払いが困難な場合は、納付書払い (手数料納付書交付依頼書を保健所へ提出し、納付書が発行されたらコンビニ等で 支払う)

#### 4 開設後の届出等について

#### I 開設届出事項を変更した場合

変更後、速やかに保健所に変更届を提出してください。検査済証の書換えについては、pllのIVを参照ください。

(1) 構造設備を変更する場 <sup>、</sup>	(	(		ı		)	椲	•:	造	設	储	きを	変	更	す	る	場	合	ì
-----------------------------	---	---	--	---	--	---	---	----	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---

- □ クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届(様式第2号)
- □ 新旧の平面図
- ※設備の増設、改装増築等、当初開設時に検査確認を受けた構造設備を変更する場合 に届出が必要となります。
- ※内容によっては、新規での開設届が必要な場合や水質汚濁防止法に基づく届け出が 必要になることがありますので、事前に保健所へご相談ください。

#### (2) クリーニング師を変更した場合や従事者数を変更した場合

- □ クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届(様式第2号)
- □ クリーニング師免許証(新たに採用した場合のみ)
- □ 従事者名簿

#### (3)氏名、住所を変更した場合(法人の場合は、法人名、事務所所在地)

- □ クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届(様式第2号)
- □ 定款、寄付行為の写し又は登記簿謄本(法人の場合のみ)
- ※この場合の氏名の変更とは、改姓、改名した場合のことです。別の者に店舗を譲り渡したり、法人化したり、店舗自体が何も変わらなくても経営主体が別人格になる場合は、 新規の開設届が必要となります。

#### (4) 名称を変更した場合

□ クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届(様式第2号)

#### Ⅱ クリーニング所を廃止した場合

廃止後、速やかに保健所に廃止届を提出してください。

- □ クリーニング所・無店舗取次店営業廃止届(様式第3号)
- □ 検査確認済証の原本(紛失した場合は、紛失届を添付)

# Ⅲ クリーニング所を承継した場合

承継後、遅滞なく、保健所に届出書を提出してください。 ※2部提出してください。

(1)	地位を譲渡により承継した場合
	クリーニング所・無店舗取次店承継(譲渡)届出書(様式第3号の2)
	営業の譲渡が行われたことを証する書類(譲渡契約書、覚書等)
(2)	地位を相続により承継した場合
	クリーニング所・無店舗取次店承継(相続)届出書(様式第3号の3)
	戸籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第
	五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
	(被相続人、相続人が確認できる内容であること)
	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーニング所の開設者の
	地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
(3)	地位を合併により承継した場合
	クリーニング所・無店舗取次店承継(合併)届出書(様式第3号の4)
	合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
(4)	地位を分割により承継した場合
	クリーニング所・無店舗取次店承継(分割)届出書(様式第3号の5)
	分割により承継された法人の登記事項証明書
_	/
_	✓ 検査確認済証の書換えや再交付を希望する場合
	検査確認済証明書交付申請書
	書換え前の検査確認済証の原本(紛失した場合は、紛失届を添付)
	手数料400円(納付方法は p9 参照)
\	/ その他の手続き
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	] 無店舗取次店営業届出 □ クリーニング師の試験受験願書
	] クリーニング師免許申請書 □ クリーニング師免許証再交付申請書
	] クリーニング師免許証訂正申請書

# 様式

-----

#### ●長崎県申請書ダウンロードサービス

https://www.pref.nagasaki.jp/download/ApplicationList.php?div\_code=42 000-16060&dep\_code=42000-16&divname=%E7%94%9F%E6%B4%BB %E8%A1%9B%E7%94%9F%E8%AA%B2&depname=%E7%9C%8C%E6% B0%91%E7%94%9F%E6%B4%BB%E7%92%B0%E5%A2%83%E9%83%A 8&flg=2&page=2

「長崎県庁ホームページ」→「(右上)電子申請」→「申請書ダウンロードサービスはこちら」→「(組織別に検索内)県民生活環境部」→「生活衛生課」→"次ページへ"をクリックして2ページ目にクリーニング関係様式あり

QR コードは以下のとおり



※QR コードは(株) デンソーウェーブの商標登録です。

\_\_\_\_\_\_

#### ●長崎県電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList\_initDisplay.action 「長崎県庁ホームページ」→「(右上)電子申請」→「電子申請システムはこちら」

QR コードは以下のとおり



※QR コードは(株) デンソーウェーブの商標登録です。

\_\_\_\_\_\_

#### クリーニング所開設届

年 月 日

県南保健所長 様

営業者 住 所

(法人にあっては、所在地)

氏 名

を 法人にあっては、名称 及び代表者氏名

クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

	· ·	•	/ _ 1.	$\Delta m \cup \Lambda \pi$	) I >\(\)	- /yu/L	1-5	/Ш	· / L	4 5	/ 0					
施設	(の名	称					電	話	番	号						
施設	所有	E地					•									
開意年	<sub>没</sub> 予 月	定日		年	月	日	構立	告 設	计備	iの	概要		別紙	のとおり		
営	本	籍					•									
業	住	所														
者	氏	名					4	E É	F	月	日			年	月	日
管	本	籍														
理	住	所					,									
人	氏	名					1-	Ė i	丰	月	日			年	月	日
営業	業 形	態	1 2 3 4	洗濯物を 洗濯物の 病毒伝染 受取り及	貸与回 の危険	収を   のあ	業とす る洗濯	ナる。 星物?	もの を処	) 上理 [	ナるこ à		するもの			
				ク	7	リ		Į		,	1	ン	グ	師		
本	兼	音														
住		沂														
氏		占														
生年		3														
登録	香品	를														
従		事		者	数											
委	託		病	院	名											
洗濯	物の	貸与	回収	ひを業とす	つるも											
のに	あっ゛	ては	、貸	与する品名	<u></u>											
特		記		事	項											

添付書類

- 1 構造設備の概要を示した平面図及び付近 100 メートル以内の見取図
- 2 営業者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記簿謄本
- 3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所にあっては名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を、無店舗取次店にあっては名称、業務用車両の保管場所及び自動車番号若しくは車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

#### クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届

年 月 日

県南保健所長 様

営業者 住 所 (法人にあっては、所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者氏名

次のとおり(クリーニング所開設・無店舗取次店営業)届出事項を変更しましたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名称	電話番号
施設所在地	
変更事項	1 名称変更 2 所在地変更 3 構造変更 4 法人名変更 5 営業者変更 6 管理人変更 7 クリーニング師変更 8 ( )
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日
特記事項	

- 備考 1 構造設備の変更の場合は、新旧の平面図を添付すること。
  - 2 法人名及び代表者の変更の場合は、法人登記簿謄本を添付すること。
  - 3 施設所在地については、無店舗取次店にあっては、業務用車両の自動車登録番号又は車両 番号及び車両の保管場所を記載すること。

#### クリーニング所・無店舗取次店営業廃止届

年 月 日

県南保健所長 様

営業者 住 所 (法人にあっては、所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者氏名

下記のとおり、(クリーニング所・無店舗取次店)を廃止しましたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

施設の名称				
施設所在地				
営業者氏名	営業者と 届出者の 続柄			
営 業 者 電 話 番 号				
廃止の理由				
廃止年月日	年	月	日	
特記事項				

添付書類 クリーニング所にあっては、開設検査確認済証

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあっては、業務用車両の自動車登録番号 又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。

# 許可指令書紛失届検査確認済証

年 月 日

県南保健所長 様

住 所

届出者

氏 名

許 可 指 令 書

下記 検 査 確 認 済 証 を紛失いたしましたので、届け出ます。

記

rt == +7.	氏名		
申請者	住所		
名	称		
所在地			
業種		種別	
許可番号及び 許可年月日			
理	由		

#### クリーニング所・無店舗取次店承継(譲渡)届出書

年 月 日

県南保健所長 様

#### 届出者

次のとおり譲渡により開設者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の 規定により関係書類を添えて届け出ます。

	住 所 (法人にあっ る事務所の所	•			
届出者 (譲受人)	氏 名 (法人にあっ	ては、名称)			
	生 年 月 日 (法人にあっ 者の氏名)	ては、代表			
	住 (法人にあっ る事務所の所	•			
譲渡人	氏 名 (法人にあっ	ては、名称)			
	(法人にあっ 者の氏名)	ては、代表			
譲渡渡	の年	月 日		年 月	日
クリーニン	名称			電話番号	
グ所又は無 店舗取次店	所 在 地				
			ことを証する書類	·压火. 世之 坐)	
添付書類	ング所にあ	っては名称、	所在地、従業員数及	びクリーニン	でいるときは、クリーニ グ師の氏名を、無店舗取 号若しくは車両番号、従
	事者数及び	クリーニング	が師の氏名を記載した	書類	

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあっては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号 及び車両の保管場所を記載すること。

#### クリーニング所・無店舗取次店承継(相続)届出書

年 月 日

県南保健所長 様

届出者 氏名

次のとおり相続により開設者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の 規定により関係書類を添えて届け出ます。

	1 者	住	所							
届出		氏	名							
		生年月日			年	月	日	被相続人との続柄		
7d7 +12	¢± ,	氏	名							
被相系	紀 八	住	所							
相続開始の年月日							年	月	Ħ	
クリー		名	称					電話番号		
が所又 店舗取		所る	生 地							
1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 247 条第 5 項の規定に							'条第5項の規定に			
より交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し										
2 相続人が2人以上ある場合いおいて、その全員の同意によりクリーニング所の関						ニング所の開設者の				
添付	付 地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書						司意書			
書類	3 化	3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所								
	にあっては名称、所在地、従業員数及びクリーニング師の氏名を、無店舗取次店にあって									
	は名	4称、業	務用車	両の保管場	易所及び	自動車	番号着	告しくは車両番	号、従事	事者数及びクリーニ
	ング師の氏名を記載した書類									

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあっては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号 及び車両の保管場所を記載すること。

#### クリーニング所・無店舗取次店承継(合併)届出書

年 月 日

県南保健所長 様

法人の名称

届出者

代表者氏名

次のとおり合併により開設者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の 規定により関係書類を添えて届け出ます。

	名称								
   届 出 者	主たる事務								
/H 14 1	所の所在地								
	代表者氏名								
	名称								
合併により	主たる事務								
消滅した法人	所の所在地								
	代表者氏名								
合併の	年 月 日		年	月 日					
クリーニング 所又は無店舗	名称		電話番号						
取次店	所 在 地								
	1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本								
	2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリー								
添付書類	ニング所にあっては名称、所在地、従業員数及びクリーニング師の氏名を、無店								
	舗取次店にあっては名称、業務用車両の保管場所及び自動車番号若しくは車両番								
	号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類								

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあっては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号 及び車両の保管場所を記載すること。

#### クリーニング所・無店舗取次店承継(分割)届出書

年 月 日

県南保健所長 様

法人の名称

届出者

代表者氏名

次のとおり分割により開設者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の 規定により関係書類を添えて届け出ます。

			名		称						
届出	者	主	たる	事務							
7,124	Н	ь	所	の所で	生地						
		代表	表者」	氏名							
			名		称						
分	割	前	主	たる『	事務						
の	法	人	所(	の所で	生地						
			代表	表者」	<b></b> 毛名						
分	割	の	年	月	日			年	月	日	
	ーニ		名		称			電話番号			
取	次	店店	所	在	地						
			1 分割により承継された法人の登記簿謄本								
			2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリー								
添 付 書 類		類	ニング所にあっては名称、所在地、従業員数及びクリーニング師の氏名を、無店								
				舗取次店にあっては名称、業務用車両の保管場所及び自動車番号若しくは車両番							
			号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類								

備考 施設所在地については、無店舗取次店にあっては、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号 及び車両の保管場所を記載すること。

# 覚書

譲渡人		と譲受人	は、下記
施設の事業譲渡に関	して合意した。		
		記	
営業所名称			
営業所所在地			
検査済確認番号及び	が営業の種類		
以上を合意した証とし	て、本書面を2	通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。	
年 月 日			
	譲渡人	住所	
		氏名	印
	譲受人	住所	
		氏名	印

## クリーニング業営業者相続同意証明書

年 月 日

県南保健所長 様

証明者 住所

氏名 印

証明者 住所

氏名 印

証明者 住所

氏名 印

次のとおりクリーニング業の営業者について相続があったことを証明します。

I 被相続人 住所

氏名

2 クリーニング業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者

住所

氏名

### 検査確認済証明書交付申請書

県南保健所長 様

下記により、(<del>理容所・美容所</del>・クリーニング所)検査確認済証明書の交付を申請します

住所(法人にあっては、所在地)

開設者

氏名 (法人にあっては、名称及び 代表者氏名)

記

- 1住 所
- 2氏 名
- 3 営業所の名称 並びに所在地
- 4 検査確認年月日
- 5 申請の理由

※申請手数料:400円

#### 手数料納付書交付依頼書

令和 年 月 日

県南保健所長 様

 依頼者
 住
 所

 氏
 名

許可番号 第 号 (※新規申請の場合、許可番号は空欄)

申請を行うにあたり、納付書を利用した手数料の支払いを希望しますので、手数料納付書を下記のと おり交付願います。

記

- Ⅰ. 申請者住所(郵便番号含む): 〒 -
- 2. 申請者氏名:
- 3. 手数料名:
- 4. 手数料: 円
- 5. 手数料納付書の郵送先住所:
- ※手数料納付書の交付を郵送にて希望される場合のみ、本依頼書を申請窓口へ郵送してください(申請窓口での交付を希望される場合は、提出の必要はありません)。また、本依頼書を郵送される場合、 手数料納付書を返送するための**切手を貼付した返信用封筒を必ず同封**してください。
- ※納付済証及び照合票には汚損、棄損等がないよう注意して下さい。
- ※手数料納付済申出書には申請者名を記載し、納付済証及び照合票を貼付のうえ、申請書と併せて申請 窓口へご返送下さい。納付済証及び照合票がない場合、受付することが出来ません。

#### 手数料納付済申出書

申請者名						
納付した手数料の内容						
※領収証書から切り離した		※納付書の控え右側の<納付済証 照合票> 又は 納付窓口で受け取った<利用明細書>を貼付				

#### (使用上の注意点)

- ※ 手数料を納付書又は手数料納付窓口で納付した場合に使用する用紙です。
- ※ 納付書の上側の太枠内に申請者の「氏名(名称)」を記入ください。

#### 【手数料納付窓口で納付の場合】

納付窓口で受け取った<利用明細書(レシート)>のうち1部を貼付

#### 【納付書で納付の場合】

領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付

#### 【県処理欄】

□ 財務会計システムへの申請書等受付の登録

# <条 文>

#### ○長崎県クリーニング業法施行条例(平成 | 4 年 | 2 月 20 日長崎県条例第 54 号)

#### (趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号)第3条第3項第6号の規定に基づき、営業者が講ずべき措置について定めるものとする。

#### (講ずべき措置)

第2条 営業者が講ずべき措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、作業に適する十分な広さを有するものとし、隔壁により、台所、居室、浴室等と区画すること。ただし、やむを得ない事情があると知事が認める場合は、この限りでない。
- (2) クリーニング所は、採光、照明及び換気を十分に行うことができる構造及び設備とすること。
- (3) 洗たく場の内壁は、床面から少なくとも1メートル以上の高さまで不浸透性材料又は板張りで覆うこと。
- (4) 洗たく場及びその周辺の排水溝は、常に清掃し、排水に支障が生じないようにしておくこと。
- (5) 仕上場の床は、耐水材料又は板張りとすること。
- (6) 洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものとに区分して保管する専用の設備及び容器を備えること。
- (7) 洗たく機、脱水機、洗たく物の保管設備、保管棚、集配容器等は、月 I 回以上消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行うこと。
- (8) 洗たくに使用する薬品の格納設備を備えること。
- (9) 仕上げ作業は、清潔な衣服を着用して行うこと。
- (10) 営業者又はその使用人で、洗たく物の処理又は受取り及び引渡しの業務に従事する者が感染性の疾病にかかった場合及び当該疾病が治癒した場合は、医師の診断書を添えて知事に届け出ること。
- (11) 有機溶剤を使用する場合においては、その使用にあたり適切な措置を講ずること。

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### ○クリーニング業法施行細則(昭和33年8月1日長崎県規則第43号)

#### (用語)

第1条 この規則において「法」とは、クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号)をいい、「政令」とは、クリーニング業法施行令(昭和 28 年政令第 233 号)をいい、「省令」とは、クリーニング業法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 35 号)をいい、「条例」とは、クリーニング業法施行条例(平成 14 年条例第 54 号)をいう。

#### (講ずべき措置)

第2条 条例第2条の講ずべき措置で規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 洗たく場及び仕上場の広さは、9平方メートル以上とすること。
- (2) 感染性の疾病を起こす病原体により汚染し、又は汚染のおそれのある洗たく物(以下「病毒感染の危険のある洗たく物」という。)を取り扱う場合に講じなければならない措置は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 作業場には、病毒感染の危険のある洗たく物とそれ以外の洗たく物を区別して保管する専用の取扱室を設け、 使用の都度その消毒を行うこと。
  - イ 作業場には、消毒室を設け、消毒に必要な器具を備え、常に使用可能の状態にしておくこと。
  - ウ 病毒感染の危険のある洗たく物の集配には、密閉できる専用の集配容器を使用し、その都度その消毒を行うこと。
- (3) 条例第2条第 II 号の有機溶剤とは、テトラクロロエチレン又はI・I・I―トリクロロエタン(以下「テトラクロロエチレン等」という。)をいうものとし、その使用にあたっては次に掲げる適切な措置を講ずること。
  - ア テトラクロロエチレン等の貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること。
  - イ テトラクロロエチレン等の貯蔵用容器は、密閉することができ、かつ、耐溶剤性の金属製又は合成樹脂製によるものとし、地上に設置すること。
  - ウ ドライクリーニング機械から排出されるテトラクロロエチレン等を含む水を処理するための適切な排液処理装置を設置すること(第三者に委託して処理を行う場合を除く。)。
  - エ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械の処理能力の合計が 30 キログラム以上である場合及び I・I・I ― トリクロロエタンを使用するドライクリーニング機械の処理能力の合計が 20 キログラム以上である場合には、脱臭時に排出するテトラクロロエチレン等を回収するための溶剤蒸気回収装置を設置すること
  - オ 使用済みの蒸留残法物、カートリッジフィルター、活性炭等のテトラクロロエチレン等を含む汚染物の保管場所及び保管容器は、ア及びイの規定に準じること。
- 2 条例第2条第 10 号の規定による届出は、感染性疾病のり患及び治癒届(様式第1号)によるものとする。

#### (営業者の届出)

第3条 省令第1条の3第1項に規定する開設の届出は、クリーニング所開設届(様式第1号の2)によるものとする。

- 2 省令第1条の3第2項に規定する営業の届出は、無店舗取次店営業届(様式第1号の3)によるものとする。
- 3 省令第1条の3第3項に規定する変更及び廃止の届出は、クリーニング所開設・無店舗取次店営業届出事項変更届(様式第2号)又はクリーニング所・無店舗取次店営業廃止届(様式第3号)によるものとする。

#### (地位の承継の届出)

- 第3条の2 省令第2条の2第1項に規定する譲渡による営業者の地位の承継の届出は、クリーニング所・無店舗取次 店承継(譲渡)届出書(様式第3号の2)によるものとする。
- 2 省令第2条の3第1項に規定する相続による営業者の地位の承継の届出は、クリーニング所・無店舗取次店承継 (相続)届出書(様式第3号の3)によるものとする。
- 3 省令第2条の4第1項に規定する合併による営業者の地位の承継の届出は、クリーニング所・無店舗取次店承継 (合併)届出書(様式第3号の4)によるものとする。
- 4 省令第2条の5第1項に規定する分割による営業者の地位の承継の届出は、クリーニング所・無店舗取次店承継(分割)届出書(様式第3号の5)によるものとする。

#### (開設検査確認)

第4条 知事は、法第5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査を行ない、その構造設備が法第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨を確認したときは、当該クリーニング所の開設者にクリーニング所開設検査確認済証(様式第4号)を交付する。

#### (略)

#### (免許証等の掲示)

第 12 条 クリーニング所には、クリーニング師免許証及びクリーニング所の検査確認済証を客の見やすい場所に掲示しなければならない。

#### (書類の経由)

第13条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、知事に提出する申請書その他の書類は、営業所又は住所地を管轄する保健所長(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条に規定する政令で定める市にあっては、当該市の保健所長とする。以下同じ。)を経由しなければならない。ただし、他の都道府県に住所を有する者が提出する書類にあっては、この限りでない。